

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）から、第7条に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を久慈市（以下「発注者」という。）が建設工事請負契約書別記（以下「契約書別記」という。）第5条第1項ただし書の規定により認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者（第7条を除き、以下「受注者」という。）に対して当該工事に係る融資を行うものである。債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、一般財団法人建設業振興基金が債務保証を行うものである。また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が受注者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第1項の規定に基づき、第8条に規定する保証範囲内において金融保証を行うものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡の対象工事は、次に定めるものを除く工事を対象とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事（受託工事、協定書等に基づく負担金を財源とする工事で、債権を譲渡してはならない旨の定めがある工事をいう。）
- (2) 次の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越される工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 債務負担行為に係る工事又は前年度から繰り越された工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事。

この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。

- (3) 発注者が役務的保証を必要とする工事
- (4) その他発注者が受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由があると認めた工事

(譲渡対象となる債権の範囲)

第3条 発注者が債権譲渡を承諾する債権の範囲は、本件請負工事が完成した場合においては、契約書別記第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、契約書別記第49条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 受注者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、工事請負代金額に増減が生じた場合には受注者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めるものとする。
- 3 本件工事請負契約の変更契約等により工事請負代金額に増減を生じた場合には、債権譲渡額は変更後の額とし、その場合、債権譲渡承諾依頼書/債権譲渡承諾書（様式第1号）、債権譲渡契約書（様式第2号）、債権譲渡通知書（様式第6号）の請負代金額及び債権譲渡額は変更後のものとする。

（譲渡債権が担保する範囲）

第4条 本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して受注者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が受注者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

（債権譲渡を承諾する時点）

第5条 当該工事の出来高（第2条第1項第2号アにあっては、最終年度の工事に係る出来高）が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

- 2 前項の規定に基づく承諾に当たっての当該工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した契約書別記第11条に基づく工事履行報告書（様式第3号）により行うものとする（出来高の査定ではない。）。

（承諾権限）

第6条 受注者が債権譲渡を行うに当たっては、契約書別記第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとする。

（債権譲渡先）

第7条 債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

第8条 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

（債権譲渡の対抗要件）

第9条 債権譲渡が、受注者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第10条 債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を受注者から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号(第2条第2号ウに定める工事の場合においては様式第1-2号。以下同じ。)) 3通
- (2) 債権譲渡契約書(案)(様式第2号) 1通
- (3) 工事履行報告書(様式第3号) 1通
- (4) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書 1通

(債権譲渡の承諾手続)

第11条 発注者は、次により債権譲渡承諾の事務処理を行うものとする。

- (1) 発注者は、前条の規定により提出のあった申請書類について、速やかに債権譲渡の承諾のための手続を行うものとする。この場合、前条に規定する申請書類等に地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾チェックリスト(様式第4号)を添付すること。
 - (2) 発注者は、(1)の手続き終了後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書(様式第1号)2通を受注者に交付すること。
 - (3) 発注者は、地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡整理簿(様式第5号)に必要事項を記入し、債権譲渡の申請及び承諾状況を管理すること。
- 2 発注者は、受注者から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日から7日(末日が市の休日に当たるときは、「久慈市の休日に関する条例」(平成18年久慈市条例第5号)第2条に規定する取扱いとする。以下「交付期限」という。)以内に承諾するものとし、やむを得ない事情で、交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、その旨を速やかに受注者に連絡するものとする。
- 3 発注者は、申請に係る工事が第2条に規定する対象工事に該当しない場合、又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、発注者は承諾を行わない旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

(申請書類等の確認に際して留意すべき事項)

第12条 申請書類等の確認は、次の事項に留意し、地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾チェックリスト(様式第4号)を使用して確認するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾書(様式第1号)及び債権譲渡契約書(案)(様式第2号)
譲渡対象債権の金額(申請時点)が工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
- (2) 工事履行報告書(様式第3号)
工事進捗率が、2分の1以上であることを確認すること。
- (3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
 - ア 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
 - イ 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合におい

て（申請書類は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に発注者に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

（支払計画等の提出）

第13条 受注者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとする。また、保証事業会社においては債権譲渡先から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとする。

（債権譲渡の通知）

第14条 受注者及び債権譲渡先が発注者による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書（様式第6号）を提出するものとする。この場合には、債権譲渡契約書（様式第2号）の写しを添付するものとする。

2 受注者が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、第8条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを発注者に提出するものとする。

（融資時の出来高確認）

第15条 融資時の譲渡債権の担保価値の査定のための出来高確認は、債権譲渡先が行うものとする。

（債権譲渡先からの債権金額の請求）

第16条 債権譲渡を受けた債権譲渡先が、当該債権金額の請求をするときは、発注者に次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式第7号） 1通
- (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式第1号）の写し 1通
- (3) 原本証明のある債権譲渡契約書（様式第2号）の写し 1通
- (4) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

2 本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は、契約書別記第34条第4項に基づく中間前払金及び第37条に基づく部分払（第2条第1項第2号ウで定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできないものとする。なお、第2条第1項第2号ウで定める工事のうち債務負担行為に係るものについては、「債務負担行為に係る契約の特則」第2条第1項による読替後の第34条第1項に基づく前払金についても請求することができないものとする。

3 債権譲渡先は、契約書別記第31条第2項の発注者による検査に合格し、同条第4項の引渡しを行った場合にのみ債権金額の請求ができるものとする。

（請求書類等の確認等）

第17条 工事請負代金の請求書類等の確認は、次の事項に留意し、地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾チェックリスト（様式第4号）を使用して確認するものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式第7号）

請求金額が第3条に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式第1号）において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

(2) 債権譲渡承諾書（様式第1号）の写し

第12条第1項第1号の規定に留意すること。

(3) 原本証明のある債権譲渡契約書（様式第2条）の写し

債権譲渡先の原本証明がされていることを確認すること。

(4) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書

第12条第1項第3号の規定に留意すること。

2 発注者は前項各号の所定の手続きを経た後、当該工事請負契約に係る債権金額を債権譲渡先に支払うものとする。

（その他）

第18条 本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続き等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

2 本制度に係る債権譲渡によって、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

附 則

この取扱いは、令和6年4月1日から適用することとし、終期は国の制度に準じるものとする。